

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議録の配布)</p> <p>第111条 会議録は、<u>印刷して、議員及び関係者に配付する。</u></p> <p>第17章 補則</p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第117条 [略]</p>	<p>(会議録の配布)</p> <p>第111条 会議録は、議員及び関係者に<u>配布する。</u></p> <p>第17章 補則</p> <p><u>(配布に代わる措置)</u></p> <p>第117条 議長は、次に掲げる文書の配布に代えて、議員が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずることができる。この場合において、議長は、当該文書を配布したものとみなす。</p> <p>(1) 第20条に規定する議事日程</p> <p>(2) 第36条第3項に規定する委員会の報告書又は少数意見報告書</p> <p>(3) 第83条第1項に規定する請願文書表</p> <p>(4) 第111条に規定する会議録</p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第118条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

議会におけるペーパーレス化の推進のため、議事日程等の配布に代わる措置を定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。